

2025年3月18日
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

船員の賃金及び雇用契約に関する合同集中検査キャンペーン(CIC) の結果について (中間報告)

2024年9月1日から11月30日までの間、東京MOU各加盟当局において、パリMoUと合同で実施しました「船員の賃金及び雇用契約に関する集中検査キャンペーン(Concentrated Inspection Campaign :CIC)」(質問票:別添)について、今般、中間報告を取り纏めましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、このキャンペーンの最終報告については、本年10月に香港において開催予定の第36回PSC委員会で審議、承認された後に公表の予定です。

記

1. 検査隻数及び拘留船舶数

東京MOU加盟当局全体で期間中、8, 134隻の船舶に対しPSC検査を実施、このうち6, 580隻(80. 89%)についてCIC質問票による検査(CIC検査)を実施しました。CIC検査を行った船舶のうち、20隻(拘留率:0. 3%)が拘留処分を受けました。なお、期間中に拘留された船舶は全体で297隻(同3. 65%)でした。

2. CIC検査の旗国別内訳

旗国当局別CIC検査件数(上位3当局)

順位	旗国当局名	件数
1	パナマ	1, 622件
2	リベリア	840件
3	マーシャル諸島	587件

CIC関連の拘留可能な不適合が指摘された船舶の旗国

- ・パナマ、リベリア、モンゴル、ガンビア

3 高頻度の欠陥

- ・ 船員の雇用契約への署名が欠落(CIC関連欠陥の16%)
- ・ 船上にて船員に対する雇用条件情報開示が不実施(CIC関連欠陥の28%)

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧 (ニン)

電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
ON PORT STATE CONTROL
IN THE ASIA-PACIFIC REGION



CONCENTRATED INSPECTION CAMPAIGN
ON CREW WAGES AND SEAFARER
EMPLOYMENT AGREEMENT (MLC)
01/09/2024 to 30/11/2024

CIC on Crew Wages and Seafarer Employment Agreement (MLC)

船員の賃金及び雇用契約に関する CIC (MLC)

Inspection Authority 検査実施当局			
Ship Name 船名		IMO Number IMO 番号	
Date of Inspection 検査実施日		Inspection Port 検査実施港	

No.	Item	Yes	No	N/A	Detention
Q1*	Is the seafarer given a SEA signed by both the seafarer and the shipowner or a representative of the shipowner? 船員は、船員本人と船舶所有者又は船舶所有者の代表者が署名したSEAを与えられているか?				
Q2*	Is the seafarer able to access information regarding their employment conditions on board? 船員は、自身の雇用条件に関する情報を船上で利用できるか?				
Q3	Are standard form of seafarers' employment agreements and parts of any applicable collective bargaining agreements subject to port State control under Reg.5.2, available in English? 船員の雇用契約の標準様式及び該当する労働協約のうち規則 5.2 に基づく寄港国検査の対象となる部分は、英語で利用できる状況にあるか?				
Q4*	Does the seafarers' employment agreement include all the required elements specified in the MLC, 2006? 船員の雇用契約は、MLC, 2006 で規定された全ての必要事項を含んでいるか?				
Q5*	Do particulars included in the seafarers' employment agreement comply with MLC, 2006 requirements? 船員の雇用契約に含まれる事項は、MLC, 2006 の要件に適合しているか?				
Q6*	Are wage or salary payments made to the seafarer at no greater than monthly intervals? 船員への賃金又は給与の支払いは、1 箇月以内の間隔で行われているか?				
Q7*	Have seafarers been given a status of accounts and wages paid on at least a monthly basis? 船員は少なくとも 1 箇月ごとに支払われた金額と賃金の給与明細が与えられているか?				

Q8*	Are wage or salary payments in accordance with any applicable CBA or SEA? 船員への賃金又は給与の支払いは、該当する CBA 又は SEA に従って行われているか?				
Q9*	If payments made to a seafarer include deductions, are they in accordance to the MLC, 2006? 船員に対する支払いに控除が含まれる場合、それらは MLC,2006 に従っているか?				
Q10a*	Is a certificate or documentary evidence of financial security, issued by the financial security provider, available on board in the event of compensation for death and long-term disability? 船員の死亡及び長期障害に対する補償について、金銭上の保証の提供者によって発給された金銭上の保証の証明書又は証拠書類を船内で利用できるか?				
Q10b*	Is a certificate or documentary evidence of financial security, issued by the financial security provider, available on board in the event of the repatriation? 船員の送還について、金銭上の保証の提供者によって発給された金銭上の保証の証明書又は証拠書類を船内で利用できるか?				

Note: 注

- Questions 1 to 10b answered with a “NO” MUST be accompanied by a relevant deficiency on the Report of Inspection.

質問 1 ~ 10 について、NO と回答した場合は検査レポートに関連する欠陥が記載されること。

- If the box “NO” is ticked off for questions marked with an “*”, the ship may be considered for detention.

アスタリスク*が付された質問に「NO」と回答した場合、拘留が検討されることがある。

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、PSCを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2025年3月18日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

パリMOU：ポート・ステート・コントロールに関するパリ協力協定（Paris Memorandum of Understanding on Port State Control）の略で、PSCを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2025年3月18日現在、以下の28の当局がメンバーとなっているほか、ECが協定の署名当事者ではないものの、メンバーとなっている。また、1の当局及び10のIGOがオブザーバーとなっている。事務局はオランダのハーグ、データセンター（THETIS）はリスボンに所在。

メンバー：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、EC

オブザーバー：USCG、IMO、ILO、東京MOU、カリブ海MOU、黒海MOU、地中海MOU、リヤドMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、アブジャMOU、インド洋MOU

ポート・ステート・コントロール（PSC）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン（CIC）：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のPSC検査に加え、年1回3か月間にわたり共通の質問票により集中的に検査を実施するキャンペーン。これまで実施したCICのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISMコード※	2015年 閉鎖区域への立入※
1999年 GMDSS	2016年 貨物固縛方法
2002年 ISMコード※	2017年 航行の安全※
2003年 バルクキャリアに関する安全措置※	2018年 MARPOL 条約附属書 VI※
2004年 ISPSコード	2019年 非常システム及びその手順※
2005年 操作要件	2020年 COVID-19 感染拡大のため実施せず
2006年 MARPOL 条約附属書 I※	2021年 復原性全般※
2007年 ISMコード※	2022年 STCW※
2008年 航行の安全※	2023年 火災安全※
2009年 救命艇※	
2010年 有害物質	
2011年 構造安全及び満載喫水線※	
2012年 FSSコード※	
2013年 主補機※	
2014年 STCW 条約休息时间※	